

# みんなで守ろう！子どもの安全

## ～子どもの安全確保に関する防犯指針のポイント～

防犯指針は、「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例の規定に基づき定められたもので、犯罪の防止に配慮した環境の整備、その他の安全・安心を支える地域づくりを進めることにより、「犯罪が起こりにくい広島県」を実現しようとするものです。

# 防犯指針

「減らそう犯罪」  
ひろしま安全なまちづくり推進条例



「減らそう犯罪」  
広島県民総ぐるみ  
運動マスコット  
キャラクター  
「モシカ」

防犯指針では、子ども、高齢者、女性等の安全確保やインターネットの安全利用等について策定していますが、「子どもの安全確保」では、

- 子どもの安全教育を充実させるための方策
- 学校、通学路、子どもが利用する事業所・交通機関等における防犯上の方策
- 児童虐待の防止
- 子どもの性犯罪・性暴力被害の防止

について具体的な方策を示し、家庭や地域での防犯対策等を促進して、子どもの安全を確保することを目的としています。

なお、防犯指針は県民や事業者等に対し、何らの具体的な義務を負わせたり規制を課すものではなく、自発的な取組を促すものです。

# 子どもに対する安全教育

保護者や地域住民等が子どもに対して安全教育を行うことで、子どもの安全意識の向上や社会性が育成され、子どもを犯罪被害から守ることができます。

## 家庭における安全教育のポイント

食事や団らんの場を通じて、犯罪被害にあいそうになったときの対処方法について、子どもと話しましょう。

- 犯罪被害にあいそうになったときの対処方法として「**いかのおすし**」を守る。



知らない人について  
**「いか**ない



知らない人の車に  
**「の**らない



何かあったら  
**「お**おきな声を出す



何かあったら  
**「す**ぐ逃げる



大人の人に  
**「し**らせる

- できるだけ複数の友達と行動し、1人で外出する時は早めに家に帰るよう心掛け、遅くなったときは家族に連絡する。
- 通学路を子どもと一緒に歩き、交番、コンビニエンスストア、商店、「子ども110番の家」、友達の家など、駆け込むことができる場所を確認しておく。
- 普段から防犯ブザーを身に付け、いつでも使用できるように練習する。

## 地域における安全教育のポイント

「地域の子どもは地域で守る」という共通理解の下に、大人が積極的に子どもに関わる機会を増やす中で、地域における安全教育を行うよう努めましょう。

- あいさつの励行や危険な行為を注意したり、声をかけ合うなどの指導・助言
- 祭りや町内清掃、防犯活動などの地域行事への参加を通じた社会性の育成や安全意識の向上
- 公民館、集会所等への防犯ポスターやステッカー等の掲示による啓発活動

## 通学路における安全確保のポイント

学校から距離のある自宅周辺で子どもが1人で歩く「見守りの空白地帯」を埋めるため、可能な範囲で見守り活動に参加しましょう。

- ウォーキング、ジョギング、買い物、犬の散歩、花の水やりなどの日常生活の中で行う「ながら見守り」活動の実施
- 警察、自治体、学校等から配信される不審者情報等の防犯メールを受信し、情報収集に努める。



犯罪・不審者情報等の入手は…

**広島県警察安全安心アプリ**  
**「オトモポリス」**

詳しくはこちら→



# 子どもの性犯罪・性暴力被害の防止

性犯罪・性暴力は子どもの心身に重大な影響を及ぼし、その人権を著しく侵害する極めて悪質な行為です。特に子どもに対しては、幼児期から子どもの発達段階に応じた教育の充実を図る必要があります。

## 幼児期や小学校低学年の指導のポイント

自分自身を大切にすることや相手を尊重することを基本に、自分の身を守ることの重要性や嫌なことをされたら訴えることの必要性を教えましょう。また、不審者についていかないなど、被害にあわないための防犯指導を行いましょう。

## 小学校高学年や中学生、高校生の指導のポイント

性犯罪・性暴力にはSNSを使用した犯罪も多く、これらの犯罪やトラブルから子どもを守るためには、日ごろから家庭でのコミュニケーションをとり、子どもにインターネットの危険性を教えることや、一緒に「家庭のルール」を作ることが大切です。

### 家庭のルール【具体例】

ルールを守ろうね!!

- ✓ インターネットで知り合った人と直接会わない
- ✓ アプリをダウンロードするときは保護者が確認する
- ✓ 個人情報をインターネットに書き込まない
- ✓ 不審なメールや知らない人からのメールは必ず保護者に見せる
- ✓ 下着や裸の写真は撮らない、撮らせない
- ✓ 利用時間は1日〇時間まで
- ✓ 人の悪口は書き込まない
- ✓ ルールが守れないなら使用禁止
- ✓ パスワードは保護者が管理する



また、子どもが使用するスマートフォンには必ずフィルタリングを設定しましょう。フィルタリングを設定することで、有害情報サイト（出会い系、アダルト等）へのアクセスをブロックすることができます。なお、被害児童の約9割がフィルタリングを利用していないことが報告されています。

# 児童虐待の防止

## 児童虐待防止のために

「顔や身体に不自然な傷やあざがある」「戸外へ放置されている」など、虐待を受けていると思われる児童を発見したときは、速やかに市町・児童相談所へ通報してください。また、児童の生命・身体に危害が及ぶおそれがあるなどの緊急時は、直ちに警察に通報してください。

(関連条文：児童虐待の防止に関する法律第6条（通告義務）)

### ◎ 虐待が疑われる児童を発見した場合



# 子どもの安全確保のことをもっと知りたい！

※各二次元コードからご覧ください。



子どもの安全確保に関する防犯指針  
(広島県HP)



インターネットの安全利用に関する防犯指針  
(広島県HP)



子供対象声かけ事案  
(広島県警察HP)



「子ども防犯テキスト」  
みんなで気をつけようね  
(警察庁HP)



なくそう、子供の  
性被害(警察庁HP)



ネットの危険から  
子供を守るために  
(内閣府HP)



## もしも被害にあったり、不安なことがあったら どこに相談したらいいの？

(広島県警察) ※緊急の場合は110番通報

警察安全相談電話	082-228-9110 または #9110
ヤングテレホン	082-228-3993
性犯罪相談電話	0120-630-110 または #8103
県警サイバー110番	082-212-3110

(広島県) 性被害ワンストップセンターひろしま	082-298-7878 (24時間365日対応) または #8891 <a href="https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/onestop/">https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/onestop/</a>
(文部科学省) 24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310 (なやみいおう)
(厚生労働省) 児童相談所虐待対応ダイヤル	189 (最寄りの児童相談所につながります。)



**防犯指針**は、条例の規定に基づき、子ども・女性・高齢者等の安全確保のほか、インターネットの安全利用、道路・公園・駐車場・駐輪場、住宅の防犯性の向上を図るための方策を示しています。

なお、それぞれの指針には各項目の役立つ関連情報を掲載しています。

